

新宿区世帯向家賃助成要領

30新都住居第8174号

平成31年3月28日

第1 目的

この要領は、新宿区世帯向家賃助成要綱(以下「要綱」という。)に基づく家賃助成に関して、必要な事項の細目を定め、これをもって円滑な事務処理を図ることを目的とする。

第2 助成対象世帯の資格

1 要綱第3条第1項の各号にいう要件は、以下のように取り扱うものとする。

- (1) この制度で対象とするところの「児童」とは、親と同居し、現に税法上の扶養関係があることを要する。書面により当該扶養関係が確認できないときは、社会通念上、真にやむを得ない事情による場合に限り、認めるものとする。なお、申込時点で出産予定(胎児)の場合は、児童とは認められない。
- (2) 第2号の「民間住宅に居住」とは、基準日時点ですでに民間住宅に居住し住民登録していることを要する。したがって、基準日の前日までに住民異動届出が完了していることを要する。親族所有の住宅の除外については、助成対象者と住宅所有者の親族関係を、書類による資格審査で確認することは技術的に困難であるため、原則として自己申告によるものとし、その旨の書面を徴する。しかし、虚偽の申告等であることが判明した場合、要綱第17条及び第18条に基づき処理する。法人所有の賃貸住宅は、親族が当該法人の経営者となっている場合に限り親族所有の住宅とする。
- (3) 第3号の所得要件の認定は、次のとおりとする。
 - ① 所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及びその他の法律の規定による非課税所得並びに一時的な所得は、所得に含めない。即ち、所得税法第22条第2項第1号に定める金額の合計額から、同号に定める譲渡所得の金額を控除した金額(以下「経常所得」という。)により認定を行う。なお、同条第2項に規定する損益通算又は繰越控除の適用については、経常所得以外の所得の金額に赤字又は純損失がある場合、当該経常所得に係る損益通算及び繰越控除は行わない。
 - ② 他の同居世帯員の所得税法上の控除対象配偶者及び扶養親族として認定されていた者の所得並びに本制度により受給した助成金については、所得から除外する。
 - ③ 世帯に複数の所得者がいる場合は、各々の所得額を合算する。ただし、1人の所得者の所得金額が赤字の際は、当該所得者の所得金額を0円とし、他の所得者と損益の通算はできないものとする。
- (4) 第4号の要件は、新たに助成を受けようとする世帯については申込をする年度の前年度まで、また、助成継続世帯については継続申請をする年度の前年度までの住民税を滞納していないことを要する。ただし、住民税納税証明書において給与所得に係る特別徴収の納期未到来(納期特例を含む)による未納がある場合については、滞納がないものとして取り扱うことができる。
- (5) 第5号の要件は、当該世帯が経済的に自立している(社会通念上主たる所得者となり得る立場の世帯員が、別居親族等の税法上の扶養となっていない等)ことに加え、世帯員同士の相互扶助により日常生活を営むことが可能であることを要する。
- (6) 第1号及び第2号にいう「居住」とは、その事実を住民票の写し及び賃貸借契約書等で確認できることを要する。やむを得ない事情により、区内に居住していることが住民票の写しによって確認できない場合は、他の公的な証明書等の提出を求め、確認することができる。

- (7) 第11号に規定する要件は、助成対象住宅において新宿区災害時居住支援制度による家賃相当分の助成を受ける場合は、当該期間中、本制度による家賃助成は行わないものとする。なお、この場合の助成期間の延長は行わない。新宿区災害時居住支援制度による家賃相当分の助成が月の途中で開始又は終了する場合は、残りの期間においては日割り計算により支給できるものとする。
- (8) 第11号ただし書きの規定は、申込をする年度の10月1日において新宿区災害時居住支援制度による助成対象住宅の家賃相当分の助成決定を受けている場合、当該助成期間中、本制度との併給は行わないものとし、前号に準じて扱うものとする。

2 外国人の取り扱いについては、次のいずれかに該当すると認められた者で、要綱第3条第1項の資格要件を備えていれば認めるものとする。

- (1) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第22条第2項(第22条の2第4項において準用する場合を含む。)の規定による永住許可を受けた者
- (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第3条、第4条及び第5条に定める特別永住者として永住をすることができる資格を有する者
- (3) (1)及び(2)以外の外国人で、日本国に生活の本拠をにおいて在留する次のいずれかに該当する者で今後も定住する見込みである場合
- ① 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第61条の2第1項の規定により難民認定を受けた者
 - ② 中国残留邦人等の親族であって当該邦人等を頼って入国した者
 - ③ 日本人等(日本人、(1)、(2)及び④の在留資格等により在留する者)の親族であって当該日本人等を頼って入国した者
 - ④ 日本人の配偶者等又は永住者の配偶者等の在留資格により在留する者
 - ⑤ ④の在留資格で在留していた者で、相手方配偶者が死亡したこと又はこれと離婚したことによりその在留資格を変更した者
 - ⑥ 定住者

3 世帯分離

- (1) 正当な理由もなく配偶者と別居する申請であるもの等、社会通念上妥当性を欠く不自然なものは認められない。
- (2) 要綱第9条、第12条及び第19条に規定する書類による審査で、前号の妥当性の有無を判断できない場合は、原則として申請者から自己申告による申出書を徴する。ただし、虚偽の申請又は不当性が明らかになった場合は、要綱第17条及び18条に基づき処理する。
- (3) 夫婦が同居していない場合、双方の居住実態及び婚姻関係を証する書類を徴し審査を行い、助成対象住宅に児童が居住していることを条件に受給資格を認める。この場合の申請者は児童と同居する者とし、児童の税法上の扶養者であることを要しない。
- (4) 所得の認定及び住民税の滞納の確認については双方の審査を要し、双方の所得を合算し審査する。

第3 助成金の対象

要綱第4条にいう「月額家賃」が賃貸借契約書に管理費等込みで表記されているものについては、その内訳を明らかにさせ、自己申告させる。

第4 助成申込

助成申込は、別に定める申込方法により行うものとする。要綱第5条にいう「世帯主」とは、主として世帯の生計を維持する者で、その世帯を代表する者をいうが、居住資格との関連で、住民記録上の世帯主と必ずしも一致する必要はない。

第5 公募の方法

新宿区広報等により広く区民に周知するものとする。

第6 助成申請予定者の決定

要綱第7条の「抽せん」は、別に定める方法により行う。

第7 補欠世帯

要綱第8条にいう「補欠世帯」の資格有効期間は、助成申請世帯すべてが要綱第10条の助成決定を受けたときまでとし、当該年度内を限度とする。即ち、一旦助成決定を受けた世帯がそれ以後に資格要件喪失等で助成決定取消となる場合は、要綱第8条第2項にいう補欠世帯の繰り上げは行わない。

第8 助成申請

1 要綱第9条第1項の各号に掲げる書類は、資格要件確認のため、必要に応じて提出又は提示を求める。

- (1) 第1号の「契約書」に関しては、通常使用される書式ではなく家賃領収証書等と兼用したもので、家主側の意向等のやむを得ない事情がある場合、当該証書等を契約書とみなし、家賃等の契約内容を確認する。また、「契約書」名義が助成申請者と異なる場合、名義人と申請者の関係が社会通念上不自然でない範囲内(配偶者等)で、居住実態に応じて認めることができる。「家賃支払証明書」とは、家賃の支払方法によりその事実を確認できるもの(領収書、銀行振込明細書、自動口座振替の通知書等)をいう。支払者の名義が助成申請者と異なる場合、名義人と申請者の関係が社会通念上不自然でない範囲内(配偶者等)で、居住実態に応じて認めることができる。ただし、原則として申請者又はその世帯員が支払ったことが明記されていることを要する。
- (2) 住民票の写しは、民間住宅に居住する全員が同一世帯として記載のあるもので、かつ、世帯主との「続柄」が記載されているものを要する。
- (3) 第3号の「住民税課税証明書」については、申込世帯の税法上の扶養親族である者を除く世帯全員から提出を求める。また、未申告者には、申告をさせる必要がある。
- (4) 第4号の「住民税納税証明書」についても、第3号の「住民税課税証明書」と同様、申込世帯の税法上の扶養親族である者を除く世帯全員から提出を求め、また、未申告者には、申告を勧奨する。
- (5) 第5号の「区長が必要と認める書類」とは、前4号の書類だけで助成対象者としての資格判定ができない場合、その他の必要書類により審査することをいう。

2 助成申請予定者で定められた期日までに必要書類の提出等がない際、正当な理由がない場合若しくは電話又は文書で督促しても本人から連絡がないときは、辞退したものとみなし、補欠世帯を繰り上げる。その際、文書により期限を定めて督促を行うこととし、当該期日から2週間の猶予期間の後に助成申請予定者の資格の取り消しを行うものとする。

第9 助成決定

「世帯向家賃助成決定通知書」においては、当該募集年度の10月から5年間を限度として助成対象者とする旨の決定を通知する。助成金額の決定については、要綱第11条の「世帯向家賃助成金額決定通知書」において通知する。

第10 助成額の算定

要綱第11条第1項で助成額を算出する際に用いる「月額家賃」とは、継続申請者は毎年4月1日現在、新規公募者は10月1日現在のものである。また、住み替え及び契約更新により助成額が変動する場合は、その事実があった日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日が属する月)から変動後の助成額とする。

第11 変更

要綱第12条第1項に規定する「速やかに」とは、事実があった日から原則として14日以内をいう。

第12 支給請求

要綱第13条に規定する「家賃の支払いを証する書類」とは、第8の1の(1)に準じて扱うものとする。

第13 支給時期

助成金の支給時期に関しては、要綱第13条に規定する書類の提出を受けた後、速やかに支出手続きを行う。ただし、書類が正当な理由もなく定められた期日までに提出されなかった場合は、この限りではない。

補欠世帯から助成世帯へ繰り上がった世帯等については、当該年度の10月以降の資格要件発生時点まで遡及して、助成金の対象とする。

第14 支給期間

要綱第15条に規定する「5年間を限度」とは、助成金支給開始月に関係なく申込年度の10月分から5年後の9月分までが対象である。

第15 禁止行為

- 1 要綱第16条第1号に規定する「居住以外の目的に使用する」とは、居住の実態がなく、事務所や倉庫等に使用することをいう。また、当該住宅の一部を事業用として使用している場合、前年分の確定申告における、事業所得の必要経費に係る地代家賃相当額を、家賃から控除して認定家賃とする。
- 2 要綱第16条第2号にいう「転貸」とは、有料無料とにかかわらず、家賃助成受給世帯以外の者に使用させることをいい、「使用権の譲渡」とは、使用名義人が自己の意思で専ら自己以外の者に使用させる目的で、使用権を譲渡することをいう。

第16 助成決定の取り消し

- 1 要綱第17条第1項第1号に規定する「第3条の要件を欠いたとき」とは、別表のとおりとする。
- 2 要綱第17条第1項第2号に規定する「虚偽の申請又は不正の手段により」とは、居住地、所得及び世帯員等を偽って申し込み又は報告をし、助成決定を受けた場合をいう。
- 3 要綱第17条第1項第4号は、各種提出書類が定められた期日までに正当な理由もなく提出されない場合等をいう。その際、文書により期限を定めて督促を行うこととし、当該期日から2週間の猶予期間の後に取り消しを行うものとする。

第17 助成金の返還

助成世帯は、要綱第18条第1項に該当する場合、故意又は過失を問わず、助成金の返還をしなければならない。なお、同条同項第2号に規定する「区長が相当な理由があると認めるとき」とは、過払いなどによる返還の場合等をいう。

第18 助成継続申請等

- 1 助成世帯が要綱第19条第1項の助成継続申請を、正当な理由もなく指定された期日までに行わない場合、要綱第17条第1項第4号の規定により助成決定を取り消すものとする。
- 2 要綱第19条第1項の各号に掲げる書類については、第8に準じて取り扱う。
- 3 要綱第19条第1項第3号の「住民税の課税証明」については、前年中に本制度により受給した助成金の確定申告が正しく行われているかを確認し、未申告者には申告をさせる必要がある。本制度により受給した助成金を確定申告(住民税申告)している場合には、申告書(控)により申告の有無を確認する。ただし、郵送申告等により(控)がない場合、申告した旨の誓約書を徴することで処理する。
- 4 助成世帯の世帯主以外の者が離婚等により新たに世帯主となる場合、要綱第12条に基づく「世帯向家賃助成変更届」により変更申請を区長に行う。即ち、本制度の助成対象は、本来「世帯」単位のため、特に助成世帯の世帯主が退去し、要綱第3条第1項各号の要件を満たす世帯が助成対象住宅に残る場合、変更申請を受けて、配偶者が世帯主となり助成金受給権を引き継ぐこととなる。
- 5 要綱第19条第2項にいう「速やかに」とは、事実があった日から原則として14日以内をいう。

附則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成20年10月10日から施行する。

附則

この要領は、平成22年9月29日から施行する。

附則

この要領は、平成24年7月9日から施行する。

附則

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年7月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年1月31日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年9月25日から施行する

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する

別表(第3条関係)

申込資格(要綱第3条関係)	資格取消原因(例)
助成対象世帯	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもが義務教育を修了し、児童ではなくなったとき。 ● 離婚等により子どもが民間住宅から退去したとき。
民間住宅に居住	<ul style="list-style-type: none"> ● 区内の民間住宅から退去したとき。 ● 家賃を3か月以上滞納したとき。 ● 契約更新等により月額家賃が22万円を超えたとき。
世帯の年間総所得が510万円以下	<ul style="list-style-type: none"> ● 申し込みの時点で、世帯の前年の年間総所得金額が510万円を超えているとき。
世帯の年間総所得が780万円以下 (助成継続世帯の取消要件)	<ul style="list-style-type: none"> ● 助成継続の申請の時点で、世帯の前年の年間総所得金額が780万円を超えたとき(第17条第1項第1号関係)。
住民税を滞納していない	<ul style="list-style-type: none"> ● 助成申請又は助成継続申請時に住民税を完納していないとき。
独立して日常生活を営める	<ul style="list-style-type: none"> ● 主たる所得者となり得る立場の世帯員が、別居親族等の税法上の扶養となったとき。 ● 親族その他これに準ずる関係ではない世帯と、共同で居住したとき。 ● 世帯員同士の相互扶助によっても日常生活を営むことができなくなったとき。
生活保護等の他の民間賃貸住宅への入居に係る公的給付を受けていない	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活保護、住宅手当等を受け始めたとき。
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けていない	<ul style="list-style-type: none"> ● 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律の一部を改正する法律附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受け始めたとき。